

倫理法・倫理規程セルフチェックシート (係長級職員用⑥)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する基本的事項についての理解度チェックです。
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 項	解答欄
1	補助金交付先の地方公共団体に所属する全ての職員は、補助金を交付する事務に携わる職員にとって、利害関係者に該当する。
2	契約を締結した事業者の下請企業は、直接の契約の相手方ではないので、当該契約に関する事務に携わる職員にとって、利害関係者になることはない。
3	学生時代からの友人が所属する企業が利害関係者に該当することとなった場合、いくら親しい友人であっても共に旅行することは絶対にできない。
4	利害関係者と飲食した際、領収書で総額を確認したところ、1万2千円であったが、利害関係者の方が年上であったことから7千円を支払う旨の申出があり、年下である自分は5千円を請求された。年上の者が多く支払うことは社会通念上あり得る話だと思い、請求額を支払ったが、このような場合は、倫理規程上の禁止行為に該当しない。
5	同僚が利害関係者から譲り受けたタクシーチケットと知りながら当該チケットを利用するとは、自分が直接利害関係者から譲り受けたものではなくても倫理規程上の禁止行為に該当する。
6	利害関係者が主催するパネルディスカッションへの聴講を依頼された。パネラーとしての役務はなく、一聴講者としての参加依頼であるものの、旅費法に基づく往復分の交通費であれば受領することはできる。
7	利害関係者からの依頼であっても、報酬を受けないで講演を行う場合は、倫理監督官の事前の承認を得る必要はない。
8	とある事業における委託契約の相手方であったが、事業終了に伴い契約関係が終了し、今は利害関係者に該当しない企業の社長から、無事事業が終了したとの慰労会という名目で、一人当たり4万円程度の懐石料理をごちそうしたい旨の申出があった。飲食の提供は今回限りのことであるが、利害関係はなくなったとはいえ、当該企業から懐石料理の提供を受けることは倫理規程の禁止行為に該当する。
9	利害関係者と意見交換を行うため、割り勘で飲食をした。当初は一次会のみの予定であり、飲食費用は1万円を超えない見込みであったが、当日、急きょ2次会まで開催され、飲食費用は1次会と2次会の合計で1万円を超ってしまった。この場合、事後に速やかに届出を行えば、倫理規程上問題はない。

10	倫理法等違反が疑われる行為を確認したため倫理審査会に通報しようとする場合は、匿名での通報も認められる。
----	---	-------